



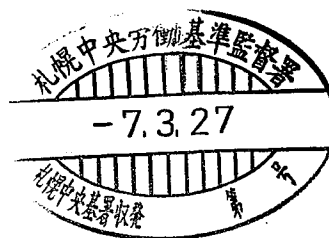
株式
会社

クリーン☆アップ°

<http://www.clean-up.co.jp>



禁煙治療費用補助金支給規程



禁煙治療費用補助金支給規程



(目 的)

第1条 この規程は株式会社クリーンアップ(以下「会社」という)に勤務する従業員が禁煙外来を受診し費用を負担したとき、その費用を補助することにより、禁煙の機会を広く与え、かつ奨励し疾病予防ならびに健康の保持増進を図ること、非喫煙者に対する受動喫煙を防止することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 会社に勤務する20歳以上の従業員を対象とする。

(支給要件)

第3条 次の各号すべてに該当した場合に補助金の交付を行うものとする。

- ① 会社の指定した医療機関において保険診療で禁煙外来を受診すること。
- ② 禁煙外来による禁煙治療を終了し、禁煙外来終了後も禁煙を継続し、本規程第7条の卒煙証明書により卒煙に成功したと会社が認定すること。

(支給額・支給回数)

第4条 補助金の額は、以下のとおりとする。

- ① 禁煙外来を受診し、所定の禁煙支援プログラム終了までの保険診療に要した自己負担金額の全額。
なお、支給された補助金は給与課税の対象となる。
- ② 補助金支給は在職中に卒煙を達成した1回のみとする。ただし、業務上の都合により治療を中断しなくてはならない場合においてはこの限りでない。

(勤務の取り扱い)

第5条 禁煙外来の受診にあたっては、次の各号の条件を満たす場合に就業時間内での受診を認める。

- ① 受診日時に関しては、業務上支障のない日程とし、あらかじめ所属長へ申し出て許可を得ること。なお、業務上支障がある場合には日程の再調整を依頼することがある。
- ② 病院への交通手段は社用車もしくは公共交通機関を使用すること。
- ③ 禁煙外来受診後は、遅滞なく帰社し、所属長の指示に従い業務へ戻ること。

(支給申請手続)

第6条 禁煙に挑戦しようとする者は、原則として禁煙開始1カ月前に次の申請書類を会社に提出しなければならない。

- ① 「ニコチン依存度のスクリーニングテスト」
- ② 「禁煙サポート利用申請書 兼 禁煙宣言書」

第7条 補助金を請求しようとする者は、禁煙支援プログラム終了後、卒煙予定日(禁煙開始後6ヵ月)以降、原則として1ヵ月以内に次の申請書類を会社に提出しなければならない。

- ① 「禁煙サポート費用補助金請求書」
- ② 「卒煙証明書」(事業所内へ聞き取りの上、禁煙開始後6ヵ月禁煙が継続した状態であると所属長が認め、署名・捺印したもの)
- ③ 禁煙治療費であることが明記された医療機関の領収書・診療報酬明細書(コピー可)
- ④ 禁煙補助薬名が明記された薬局等の領収書・調剤報酬明細書(コピー可)

(不支給対象)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付は行わないものとする。

- ① 禁煙治療を途中で中断した場合(業務上の都合により治療を中断しなくてはならない場合においては、治療中断までの費用を支給する)
- ② 禁煙補助剤(禁煙用パイプ、ニコチンパッチ、ニコチンガム等)を個人で購入した分についての費用
- ③ オンライン診療で受診の場合

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。